

## 平成 22 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 22 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 23 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

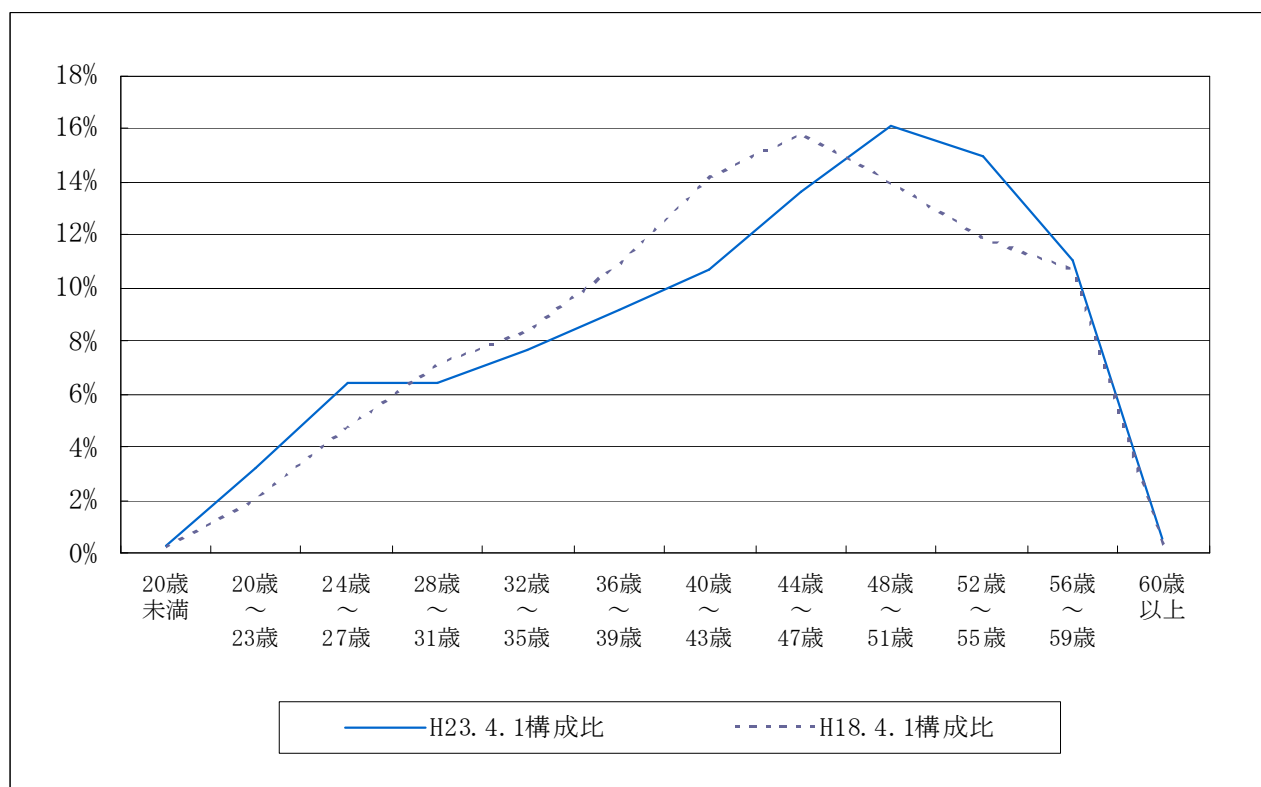
（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 22 年	平成 23 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	711	687	△ 24	再任用短時間への振替
	民生・衛生	878	880	2	欠員補充
	商工・労働	235	239	4	フィルムコミッション関連業務への対応やとやま観光未来創造塾開設に伴う増
	農 林 水 産	860	835	△ 25	試験研究の見直しに伴う減 再任用短時間への振替
	土 木	795	782	△ 13	公益法人等派遣の見直し 再任用短時間への振替
	小 計	3,479	3,423	△ 56	(参考:人口 10 万人当たり職員数 314 人)
部 特 門 別 行 政	教 育	8,969	9,015	46	初任者研修指導教員の増 特別支援学校高等部の学級数の増
	警 察	2,244	2,243	△ 1	警察署配置人員の見直し
	小 計	11,213	11,258	45	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,033 人)
会 計 公 営 企 業 等	病 院	905	890	△ 15	栄養管理課の業務見直しに伴う減 臨床検査業務の外部委託に伴う減
	そ の 他	118	118	0	
	小 計	1,023	1,008	△ 15	
合 計		15,715 [16,894]	15,689 [16,904]	△ 26 [10]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,440 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを  
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）



(平成 23 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	46人	499人	1,011人	1,003人	1,202人	1,432人	1,680人	2,139人	2,523人	2,337人	1,734人	83人	15,689人
構成比	0.3%	3.2%	6.4%	6.4%	7.7%	9.1%	10.7%	13.6%	16.1%	14.9%	11.1%	0.5%	100%

(3) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①一般行政部門

一般行政部門では、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、職員数（基準：平成 21 年 4 月 1 日 [3,584 人]）の 7.2%（257 人）削減することとし、平成 16 年 4 月（4,159 人）からの 10 年間で 20%（832 人）を削減目標としています。

前回の定員適正化計画においては、平成 16 年 4 月から平成 21 年 4 月までの 5 年間で削減目標の△10%（△416 人）を大きく上回り、△13.8%（△575 人）の削減率を達成しました。

《定員適正化計画の進捗状況：一般行政部門》

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計	目標
職員数	3,584	3,479	3,423					3,327
増減数	(基準)	△105	△56				△161	△257
増減率		△2.9%	△1.6%				△4.5%	△7.2%

②教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、新たに平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）を削減することとしています。

《定員適正化計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計	目標
職員数	987	951						915
増減数	(基準)	△36					△36	△72
増減率		△3.6%					△3.6%	△7.3%

③適正化の手法（平成23年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 福祉施設の民間移管、組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 公共事業の減、試験研究の見直し等
- ウ 民間委託の推進 部局長秘書業務における民間人材の活用、民間提案制度の活用等

④職員数の推移

	H16. 4. 1 基準	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	累計	過去5年間の 増減数(率)
一般行政部門	4,159	3,982	3,863	3,703	3,584	3,479	3,423	—	—
	—	△ 98	△ 119	△ 160	△ 119	△ 105	△ 56	△ 736	△ 559
	—	△ 2.4	△ 2.9	△ 3.8	△ 2.9	△ 2.5	△ 1.3	△ 17.7	△ 14.0
特別行政部門	11,633	11,598	11,522	11,394	11,324	11,213	11,258	—	—
	—	8	△ 76	△ 128	△ 70	△ 111	45	△ 375	△ 340
	—	0.1	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.0	0.4	△ 3.2	△ 2.9
教育部門	9,429	9,344	9,263	9,145	9,075	8,969	9,015	—	—
	—	△ 52	△ 81	△ 118	△ 70	△ 106	46	△ 414	△ 329
	—	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.1	0.5	△ 4.4	△ 3.5
警察部門	2,204	2,254	2,259	2,249	2,249	2,244	2,243	—	—
	—	60	5	△ 10	0	△ 5	△ 1	39	△ 11
	—	2.7	0.2	△ 0.5	0.0	△ 0.2	△ 0.0	1.8	△ 0.5
公営企業等	1,048	1,025	1,006	1,023	1,042	1,023	1,008	—	—
	—	△ 6	△ 19	17	19	△ 19	△ 15	△ 40	△ 17
	—	△ 0.6	△ 1.8	1.6	1.8	△ 1.8	△ 1.4	△ 3.8	△ 1.7
合 計	16,840	16,605	16,391	16,120	15,950	15,715	15,689	—	—
	—	△ 96	△ 214	△ 271	△ 170	△ 235	△ 26	△ 1,151	△ 916
	—	△ 0.6	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.4	△ 0.2	△ 6.8	△ 5.5

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数(H16. 4. 1職員数)に対する比率です(過去5年間の増減数(率)欄の下段については、H18. 4. 1職員数に対する比率)。

(4) 採用の状況（平成 22 年度）

- ①知事部局等 157名採用（競争試験：52名、選考：105名）  
※平成 21 年度 160名採用（競争試験：44名、選考：116名）
- ②教育委員会 224名採用（競争試験：3名、選考：221名）  
※平成 21 年度 201名採用（競争試験：3名、選考：198名）
- ③警察本部 89名採用（競争試験：89名、選考：0名）  
※平成 21 年度 100名採用（競争試験：95名、選考：5名）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 22 年度）

- ①知事部局等
  - ア 一般職員 321名（部長：8名、次長：13名、室長：20名、  
課長：59名、課長補佐：133名、係長：88名）
  - イ 教員 6名（教授：2名、准教授：4名）
- ②教育委員会
  - ア 一般職員 57名（室長：3名、課長：11名、課長補佐：32名、  
係長：11名）
  - イ 教員 146名（校長：67名、教頭：79名）
- ③警察本部
  - ア 一般職員 14名（課長：1名、管理官：1名、課長補佐：4名、  
係長：8名）
  - イ 警察官 67名（警視：11名、警部：18名、警部補：38名）

注1 ( ) 内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 22 年度）

- ①知事部局等 252名退職（※平成 21 年度 295名退職）
- ②教育委員会 271名退職（※平成 21 年度 291名退職）
- ③警察本部 153名退職（※平成 21 年度 127名退職）

## 2 職員の給与に関する事項

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
22年度	1,092,885	552,818,858	1,277,708	141,472,331	26.0
21年度	1,097,736	573,920,972	1,179,083	143,308,755	25.0

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	14,680	67,092,319	11,560,188	23,755,007	102,407,514	6,976	7,098
21年度	14,691	67,818,554	11,500,304	25,282,745	104,601,603	7,120	7,252

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

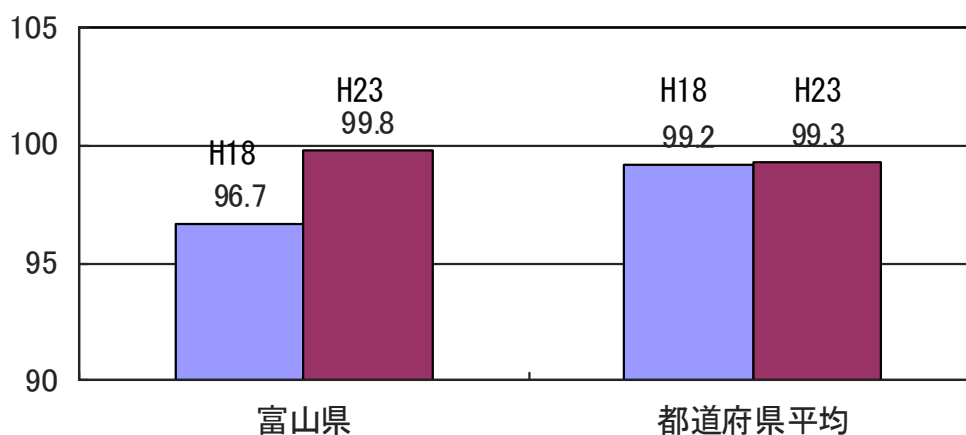
### (3) 特記事項

- ・特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成 17～19 年度	平成 20～22 年度	平成 23～24 年度
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※	富山市勤務者等 △6%※
			上記以外の者 △4%※	上記以外の者 △3%※
	次長級～課長級		富山市勤務者等 △6%※	富山市勤務者等 △5%※
		上記以外の者 △3%※	上記以外の者 △2%※	
	その他(管理職以外)	△3%	富山市勤務者等 △4%※	富山市勤務者等 △3%※
			上記以外の者 △1%※	上記以外の者 —

※地域手当の凍結分(△3%)を含む。

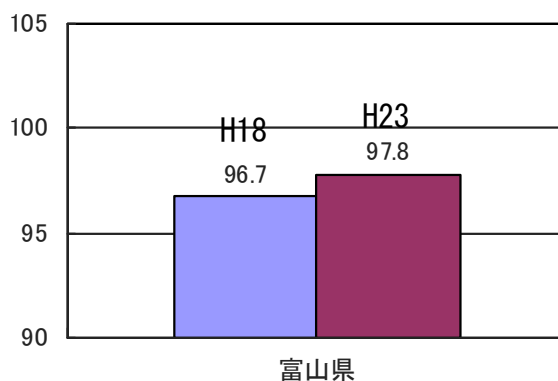
(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（平成23年4月1日）

**97.8**



注 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300	572,900

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(6) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	382,431円	383,266円	-835円	△0.22%	△0.22%	0

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	3.97月	3.95月	0.02月	—	3.95月	3.95月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(7) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	44歳1月	347,600円	421,800円	371,596円
22年4月1日現在	44歳2月	346,900円	419,400円	371,028円
国	42歳4月	327,205円	—	397,723円
22年4月1日現在	41歳11月	325,579円	—	395,666円
都道府県	43歳8月	339,183円	425,668円	380,235円
22年4月1日現在	43歳8月	339,950円	424,247円	381,330円

注1 平均給料月額とは、平成23年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。

(以下同様です。)

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(以下同様です。)



## ②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富山県	51歳1月	288人	355,200円	402,000円	371,618円	—	—	—	—
22年4月1日現在	50歳9月	310人	349,000円	390,000円	365,676円				
うち運転手	49歳11月	138人	359,800円	423,600円	381,707円	自家用乗用自動車 運転者	51歳2月	266,900円	1.59
22年4月1日現在	49歳3月	143人	354,300円	406,500円	376,998円		51歳11月	254,900円	1.59
うち用務員	52歳0月	54人	350,600円	377,200円	366,878円	用務員	53歳10月	209,700円	1.80
22年4月1日現在	52歳2月	60人	346,600円	373,400円	363,273円		53歳10月	213,600円	1.75
うち学校給食員	53歳4月	7人	348,700円	355,400円	350,371円	調理士	43歳5月	229,600円	1.55
22年4月1日現在	52歳4月	7人	340,000円	348,400円	343,520円		43歳10月	227,000円	1.53
国	49歳6月	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
22年4月1日現在	49歳4月	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
都道府県平均	49歳10月	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—	—
22年4月1日現在	49歳4月	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	6,618,100円	4,131,000円	1.60
昨年度比較	6,480,800円	3,883,200円	1.67
うち用務員	6,021,700円	2,943,200円	2.05
昨年度比較	6,081,100円	3,008,200円	2.02
うち学校給食員	5,629,700円	3,273,600円	1.72
昨年度比較	5,676,300円	3,246,500円	1.75

注1 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

注2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
(平成20年～平成22年の3ヵ年平均)

注3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

注4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳6月	400,900円	445,300円
22年4月1日現在	45歳5月	400,200円	446,900円
都道府県平均	44歳10月	386,168円	447,080円
22年4月1日現在	44歳10月	386,923円	450,762円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳11月	386,100円	417,300円
22年4月1日現在	45歳1月	387,600円	421,600円
都道府県平均	43歳11月	372,838円	426,886円
22年4月1日現在	44歳0月	373,665円	430,570円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	40歳1月	329,500円	438,400円	349,937円
22年4月1日現在	40歳7月	331,500円	441,300円	352,217円
国	41歳2月	316,868円	—	367,972円
22年4月1日現在	41歳4月	318,139円	—	369,610円
都道府県平均	39歳5月	324,966円	477,711円	370,694円
22年4月1日現在	39歳8月	325,926円	469,083円	371,475円

## (8) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	130,300 円	—
	中学卒	120,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	174,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	177,200 円	—
警 察 職	大学卒	204,500 円	202,200 円
	高校卒	168,400 円	158,100 円

## (9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（23年4月1日現在）

区 分 \ 経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
		一 般 行 政 職	281,400 円	334,000 円
技 能 労 務 職	大学卒	240,400 円	280,600 円	331,900 円
	高校卒	255,000 円	267,700 円	319,000 円
高等学校 教 育 職	中学卒	該当者無し	該当者無し	306,000 円
	大学卒	327,800 円	378,800 円	409,200 円
小・中学校 教 育 職	短大卒	273,100 円	287,700 円	341,700 円
	大学卒	326,000 円	373,400 円	401,500 円
警 察 職	短大卒	292,600 円	345,900 円	378,000 円
	大学卒	300,700 円	347,600 円	380,600 円
警 察 職	高校卒	265,700 円	308,800 円	355,200 円

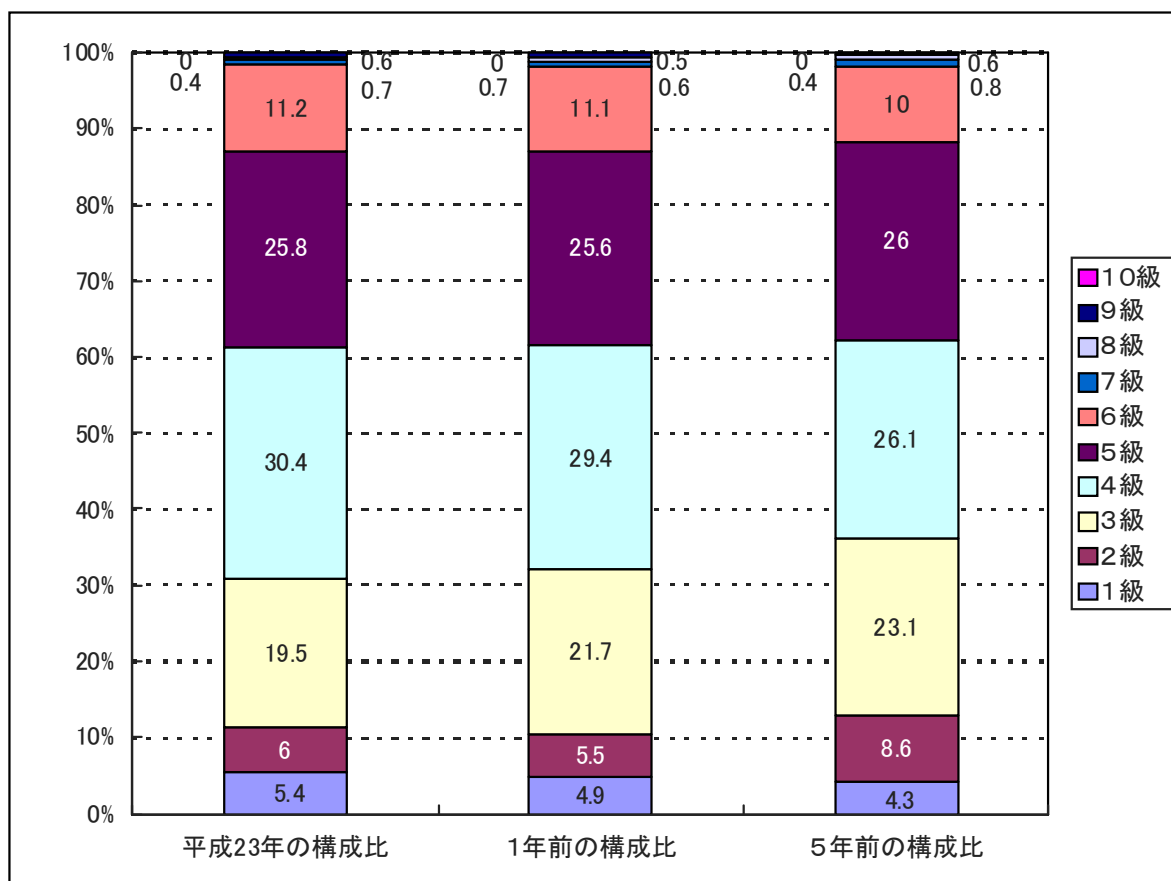
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(10) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	173	5.4	4.9	4.3
2級	主事、技師	193	6.0	5.5	8.6
3級	係長、主任	631	19.5	21.7	23.1
4級	係長、主任	982	30.4	29.4	26.1
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	832	25.8	25.6	26.0
6級	本庁の課長、出先機関の長	360	11.2	11.1	10.0
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	23	0.7	0.6	0.8
8級	本庁の次長	14	0.4	0.7	0.6
9級	本庁の部長	20	0.6	0.5	0.4
10級	本庁の部長	0	0.0	0.0	0.0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(11) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

平成 23 年 1 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、あるいは 1 月 1 日付で採用になったなどの理由により昇給しない職員及び育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2, 297 名中、上位区分（3～8 号給）に決定された者が 496 名（21.6%）、標準区分（1～4 号給）に決定された者が 1, 797 名（78.2%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 4 名（0.2%）であった。

※「0～0 号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。

(12) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（22 年度） 1, 6 4 2 千円	—
(22 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～106/100）を決定。

平成 23 年 6 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2, 7 0 6 名中、上位区分（73.5/100～106/100）に決定された者が 8 0 8 名（29.9%）、標準区分（66/100～86/100）に決定された者が 1, 8 9 0 名（69.8%）、下位区分（0/100～55/100）に決定された者が 8 名（0.3%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 (勤続 45 年以上)	59.28 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	59.28 月分 (勤続 45 年以上)	59.28 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算 ※) ※平成 24 年 3 月 31 日までは、 早期勸奨退職特例措置として 3%～30%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
	自己都合	勸奨その他			
1 人当たり					
平均支給額	686 千円	26,694 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		112,005千円	
支給対象職員1人あたり平均支給額（平成22年度決算）		761,937円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率【注1】	国の制度（支給率）
東京都特別区	11人	18%【15%】	18%
大阪市	1人	15%【12%】	15%
名古屋市	1人	12%【9%】	12%
富山市	7,656人	3%【0%】	3%
舟橋村	28人	0%【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,758人	0%【0%】	0%
医師	134人	15%【12%】	15%
総計・平均支給率（注2）	15,589人	1.62%【0.12%】	1.62%

注1 平成20年度から当分の間、本来の支給率から100分の3を減じた割合となっています。

注2 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		1,248,957千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成22年度決算）		178,117円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		45.0% (11.5%)	
手当の種類（手当数）		28種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額10,500円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円又は給料月額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算



精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒劇物を使用した研究</li> <li>・ 病理細菌の試験検査</li> <li>・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等</li> </ul>	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣畜のと殺・解体</li> <li>・ 死亡家畜の解体検査等</li> </ul>	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業取締、水産試験調査</li> <li>・ 渡船の運航</li> <li>・ ひき船作業</li> </ul>	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内

用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	・足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 12,800 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
高等学校練習船乗組手当	高等学校練習船に乗組む職員	・漁ろう作業 ・船内衛生管理業務	月額 3,000 円等
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成22年度決算	3,208,934千円	477千円
平成21年度決算	3,152,601千円	448千円

⑥その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,625,791	円 245,551
住居手当	(1)借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅2,700円	異	○国の制度 (1) ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)なし	千円 554,068	円 94,069
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,750円 (3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ  (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円 (3)なし	千円 1,467,140	円 107,122
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 391,790	円 2,201,065

	<p>欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給          医師・歯科医師          採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給          (最高支給月額 306,000 円)</p> <p>獣医師          採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給          (最高支給月額 35,000 円)</p>				
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給          23,000 円+加算額 (※)          ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算</p>	同		千円 81,911	円 293,588
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給</p>	同		千円 1,125,063	円 722,584
休日勤務手当	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×1.35×時間数</p>	異	<p>1 時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。</p>	千円 479,785	円 71,375
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給          1 時間当たりの給与額×0.25×時間数</p>			千円 252,209	円 37,520
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給          ・庁舎・設備の保全等 6,600 円          ・福祉施設等における管理監督 7,200 円          ・医療当直看護師等 6,700 円          医師 20,000 円</p>	同		千円 495,824	円 263,876

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 5,198	円 247,524
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 67,971	円 65,420
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 23,515	円 734,846
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 785,417	円 98,312
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の10%(管 理職手当受給職員は8%)を 支給			千円 119,183	円 522,734
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 10%を支給			千円 139,011	円 543,010
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 43,676	円 441,170

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500~14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 25,677	円 179,559
--------------------	---	--	--------------	--------------

(13) 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000円 (1,300,000円)		
	副知事	918,000円 (1,020,000円)		
報 酬	議 長	910,000円		
	副議長	860,000円		
	議 員	780,000円		
期 末 手 当	知 事	(22年度支給割合)		
	副知事	2.95月分		
	議 長	(22年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65	40,560千円	(任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45	22,032千円	(任期毎)

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行なう前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等	平成 22 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.0 日	平均 9.0 日	平均 5.2 日	
特別 休暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.6 日	平均 4.6 日	平均 4.0 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 1 人	取得者 4 人	取得者 1 人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 62 人	取得者 29 人	取得者 2 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 215 人	取得者 297 人	取得者 31 人
	短期介護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 16 人	取得者 32 人	取得者 1 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 35 人	取得者 7 人	取得者 1 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 175 人	取得者 63 人	取得者 87 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 1 人	取得者 5 人	取得者 1 人	
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 64 人	取得者 31 人	取得者 12 人	
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 8 人	取得者 1 人	取得者 2 人	

- 注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、育児時間については、平成22年（H22.1.1～H22.12.31）の取得状況を記載しています。
- 注2 短期介護休暇は、平成22年6月30日に新設された休暇であり、H22.6.30～H22.12.31の取得状況を記載しています。
- 注3 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成22年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

平成22年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	7人	一人	一人	7人
教育委員会	一人	57人	一人	一人	57人
警察本部	一人	13人	一人	一人	13人
合計	一人	77人	一人	一人	77人

注1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況

平成22年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	一人	1人	2人	一人	3人
教育委員会	一人	2人	4人	6人	12人
警察本部	一人	2人	一人	一人	2人
合計	一人	5人	6人	6人	17人

注1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。



## 5 職員の服務の状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

平成 22 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	357件	12件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	71件	7件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	10件	4件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	497件	6件	6件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	13件	一件	一件
富山県赤十字血液センターに成分献血登録している職員が、同センターの文書等による依頼に応じて成分献血を行う場合に、公務に支障がない範囲内において勤務しないこと	一件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	15件	70件	8件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	7件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	34件	一件	一件
合 計	647件	444件	26件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

### (2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 22 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	42件	16件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,642件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事

してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

## 6 職員の研修及び人事評価の状況

### (1) 職員の研修の状況

平成22年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

#### ①知事部局等

研 修 名	延べ開講日数	修了者数
指名研修	36日	903人
必須研修	33日	537人
新任所属長研修	2日	40人
新任所属長代理研修	3日	45人
新任係長研修	8日	104人
職員3年目研修	3日	55人
新任職員研修	17日	293人
繰返し研修	3日	366人
ステップ1研修（34歳）	1日	128人
ステップ2研修（40歳）	1日	149人
ステップ3研修（46歳）	1日	89人
選択研修	94.5日	1,555人
必修選択研修	69.5日	952人
課長クラス向け研修	4日	52人
課長補佐クラス研修	12日	169人
係長クラス研修	7.5日	136人
主任クラス向け研修	32日	366人
主事・技師クラス向け研修	14日	229人
特別研修	25日	603人
管理者（合同）研修	2日	213人
事務職員総合研修	3日	43人
仕事・子育て両立推進研修	2日	132人
その他	18日	215人
合 計	130.5日	2,458人

注1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

研 修 名			開講日数	受講者数	
基 本 研 修	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	25日	193人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	31人
			養教	15日	7人
			学栄	14日	1人
		6年次教職員研修会		5日	172人
	11年次教職員研修会		幼・小・中・高・特	13日	131人
	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	281人
		小・中学校初任校長研修会		2日	52人
		県立学校校長研修会		1日	59人
		県立学校初任校長研修会		1日	13人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		5日	90人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	158人
		園長等運営管理協議会		2日	78人
		小・中学校教頭研修会		1日	303人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	67人
		小・中・県立学校初任教頭研修会		2日	97人
		県立学校教頭研修会A		1日	37人
		県立学校教頭研修会B		1日	20人
		県立学校教頭研修会		1日	128人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	60人
研 修		職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日
	新任教務主任研修会(県立)		3日	19人	
	県立学校等教務主任研修会		1日	64人	
	生徒指導主事研修会		小・中	1日	302人
			高・特	1日	73人
	校内研修活性化研修会		3日	33人	
	保健主事研修会		1日	168人	
	給食主任研修会		1日	167人	
	特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	59人	
	特別支援教育研修会(小・中学校、高等学校)		3日	231人	
	特別指導者招聘研修講座		10日	20人	
	養護教諭研修会		1日	359人	
	養護教諭1/5研修会		1日	71人	
	栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	118人	
	学校事務職員現任研修会		1日	14人	
	学校事務職員現任主任研修会		1日	28人	
	会計事務研修会		1日	59人	
	衛生管理研修会		1日	70人	
県立学校校務助手等研修会		1日	45人		
交通安全講習会		1日	77人		

		研 修 名	開講日数	受講者数
専	理科	理科教育講座	5日	105人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	25人
	英語	外国語活動実践力養成研修会	2日	151人
		英語教員研修会	2日	33人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	137人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	2日	95人
		運動部活動指導者研修会	2日	31人
		水泳指導者講習会	1日	64人
		集団登山引率者講習会	4日	85人
	商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	3人
産業	産業教育新技術等講習会	6日	143人	
門	教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	226人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,384人
		中学校教育課程研究協議会	1日	603人
		高等学校教育課程講習会	1日	701人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	206人
教育相談	学校カウンセリング講座	17日	96人	
生活指導	生徒指導セミナー	6日	562人	
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	303人	
研	情報教育	デジタル教材活用研修会	3日	165人
		わかる授業のためのICT活用研修会	3日	40人
		情報セキュリティ研修会	2日	44人
		e-ラーニングによる情報教育研修会	約2か月	3人
修	特別支援教育	特別支援教育講座	6日	108人
		「個別の指導計画」研修会	3日	18人
		発達障害教育研修会	3日	85人
		特別支援教育コーディネーター養成講座	2日	72人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	21人	
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	14人	
学校経営	小・中学校経営研修会	3日	64人	
	県立学校経営研修会	1日	30人	
保育	保育技術協議会	2日	79人	

③警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	4人	
	任用科	警部新課程（49歳未満）	4月	7人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	2人
		教官養成科	1月	3人
		専科	5日～36日	33人
		指定職種任用科	5日～2週	4人
		研究科	2週	1人
		術科指導者養成科	4月	－人
		術科講習	5日	－人
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月
	特別幹部養成科		2週	2人
	国際警察センター	語学研修科・専科	5日～325日	5人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	12日	－人
	附属警察情報通信学校	専科	5日～19日	3人
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	5人
		警部補（46歳未満）	8週	30人
		巡査部長（41歳未満）	6週	43人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	4人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	4人
	専科	5日～51日	30人	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	85人
		新規採用の一般職員	2週	6人
		初任補修科	3月又は2月	85人
	任用科	警部補（46歳以上）	10日	5人
		巡査部長（41歳以上）	10日	7人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	50人
		専科	3日～2週	380人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現 任科	3日～21日	5人	

## (2) 人事評価の状況

### ① 勤務評価の状況

職員の勤務成績の評価の状況は、次のとおりです。

#### ア 知事部局等

##### (ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

##### (イ) 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

#### イ 教育委員会

##### (ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

##### (イ) 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

#### ウ 警察本部

##### (ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

##### (イ) 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

### ② 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々

に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成22年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,401名	3,183名	1,314名
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,393名	3,705名	905名
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,259名		1,261名
	健康相談	希望職員	1,045名	健康管理所置 59校 心の健康管理医 4名委嘱	829名
	健康教室	要観察者等	249名	—	1,081名
その他	カフェテリアプラン	全職員	—名	9,227名	—名
	出産祝金の給付助成	該当職員	—名	—名	100名
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	194名	665名	139名
福利厚生事業に係る決算額			千円 92,548	千円 298,967	千円 22,450
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 8,847	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成22年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付 医療の給付 高額療養費 出産費	96,057	1,014,691	170,623	1,707,357	50,632	582,694
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	698	125,134	1,637	321,482	135	29,182
	災害給付 災害見舞金	1	1,628	—	—	—	—
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	995	36,500	2,564	97,925	509	24,553
計		97,751	1,177,953	174,824	2,126,764	51,276	636,429

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。



(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成22年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	37	5,550	72	18,074	59	10,454
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,704	—	—	—	—
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	4	8,684	9	21,320	9	24,678
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	11	3,654	10	4,948	10	4,965
計		55	24,592	91	44,342	78	40,097

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の状況

#### ①採用試験の実施結果

#### 平成22年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員	申 込 者 数	申 込 倍 率	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験				最終 競争 倍率	女性合格者		拡大枠合格者 (31～35歳)		試験日
				受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	競 争 倍 率	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	人 数		比 率	人 数	比 率		
	(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/b)	(d)	(c/d)	(e)	(e/d)	(f)	(c/f)	(g)	(g/f)	(h)	(h/f)		
上 級	総 合 行 政	42	548	13.0倍	369	67.3%	85	4.3倍	81	95.3%	42	8.8倍	20	47.6%	3	7.1%	
	うち行政コース	40	—	—	—	—	—	—	—	—	40	—	20	50.0%	3	7.5%	
	うち学校事務コース	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	0	0.0%	0	0.0%	
	警 察 事 務	8	96	12.0倍	60	62.5%	13	4.6倍	12	92.3%	7	8.6倍	6	85.7%	0	0.0%	(第一次)
	心 理	1	12	12.0倍	10	83.3%	6	1.7倍	6	100.0%	1	10.0倍	1	100.0%	0	0.0%	平成22年6月27日
	環 境	3	36	12.0倍	26	72.2%	7	3.7倍	6	85.7%	3	8.7倍	1	33.3%	0	0.0%	
	薬 剤 師	4	13	3.3倍	10	76.9%	8	1.3倍	6	75.0%	4	2.5倍	1	25.0%	0	0.0%	
	管 理 栄 養 士	2	31	15.5倍	27	87.1%	6	4.5倍	6	100.0%	2	13.5倍	2	100.0%	0	0.0%	
	電 子	1	7	7.0倍	6	85.7%	3	2.0倍	2	66.7%	1	6.0倍	0	0.0%	0	0.0%	(第二次)
	機 械	1	8	8.0倍	5	62.5%	4	1.3倍	3	75.0%	1	5.0倍	0	0.0%	0	0.0%	平成22年7月16日、 7月26、27、29、30日、8 月2、3日
	農 業	1	19	19.0倍	13	68.4%	5	2.6倍	5	100.0%	2	6.5倍	1	50.0%	1	50.0%	
	林 業	1	9	9.0倍	6	66.7%	3	2.0倍	3	100.0%	1	6.0倍	1	100.0%	0	0.0%	
	総 合 土 木	8	37	4.6倍	28	75.7%	16	1.8倍	15	93.8%	10	2.8倍	0	0.0%	1	10.0%	
	建 築	2	18	9.0倍	14	77.8%	6	2.3倍	6	100.0%	2	7.0倍	1	50.0%	0	0.0%	
	建 築 設 備 (電 気)	3	11	3.7倍	8	72.7%	7	1.1倍	7	100.0%	3	2.7倍	0	0.0%	1	33.3%	
	電 気	3	17	5.7倍	13	76.5%	7	1.9倍	7	100.0%	3	4.3倍	0	0.0%	1	33.3%	
計	80	862	10.8倍	595	69.0%	176	3.4倍	165	93.8%	82	7.3倍	34	41.5%	7	8.5%		
中 級	一 般 事 務	1	12	12.0倍	11	91.7%	5	2.2倍	5	100.0%	2	5.5倍	2	100.0%	—	—	(第一次)
	臨 床 検 査 技 師	2	19	9.5倍	19	100.0%	6	3.2倍	5	83.3%	3	6.3倍	3	100.0%	—	—	平成22年9月26日
	学 校 栄 養 職 員	4	55	13.8倍	48	87.3%	8	6.0倍	8	100.0%	4	12.0倍	4	100.0%	—	—	
	計	7	86	12.3倍	78	90.7%	19	4.1倍	18	94.7%	9	8.7倍	9	100.0%	—	—	
初 級	一 般 事 務	1	10	10.0倍	9	90.0%	5	1.8倍	5	100.0%	1	9.0倍	1	100.0%	—	—	(第二次)
	警 察 事 務	4	60	15.0倍	51	85.0%	8	6.4倍	8	100.0%	4	12.8倍	4	100.0%	—	—	平成22年10月18日、 10月25日
	計	5	70	14.0倍	60	85.7%	13	4.6倍	13	100.0%	5	12.0倍	5	100.0%	—	—	
一 般 事 務 (身 体 障 害 者 対 象)	若	19	9.5倍	14	73.7%	7	2.0倍	7	100.0%	1	14.0倍	1	100.0%	—	—	(第一次) 平成22年11月28日 (第二次) 平成22年12月21日 平成23年 1月13日	
職 員 総 計	94	1,037	11.0倍	747	72.0%	215	3.5倍	203	94.4%	97	7.7倍	49	50.5%	—	—		
警 官	男 性 警 察 官 A (第 1 回)	45	443	9.8倍	310	70.0%	138	2.2倍	108	78.3%	53	5.8倍	—	—	—	—	(第一次)
	男 性 警 察 官 A (武 道 (剣 道))	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	平成22年7月11日
	男 性 警 察 官 A (武 道 (柔 道))	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	—	—	(第二次)
	女 性 警 察 官 A (第 1 回)	1	77	77.0倍	38	49.4%	6	6.3倍	4	66.7%	2	19.0倍	—	—	—	—	平成22年8月4日、 8月20、23、24日
	男 性 警 察 官 A (第 2 回)	7	202	28.9倍	143	70.8%	68	2.1倍	58	85.3%	21	6.8倍	—	—	—	—	(第一次)
	女 性 警 察 官 A (第 2 回)	1	37	37.0倍	21	56.8%	6	3.5倍	6	100.0%	2	10.5倍	—	—	—	—	平成22年9月19日
	男 性 警 察 官 B	15	221	14.7倍	150	67.9%	100	1.5倍	80	80.0%	37	4.1倍	—	—	—	—	(第二次)
	女 性 警 察 官 B	2	62	31.0倍	34	54.8%	7	4.9倍	5	71.4%	2	17.0倍	—	—	—	—	平成22年10月22日、 11月8日～11日
計	73	1,045	14.3倍	699	66.9%	327	2.1倍	263	80.4%	118	5.9倍	—	—	—	—		

注1 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数です。

注2 「若」は2名で計算しています。

## ② 受験資格（平成 22 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 50 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 23 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 23 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 23 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成 23 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	平成元年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者
	臨 床 検 査 技 師	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師免許を有する者又は平成 23 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	学 校 栄 養 職 員	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 23 年 4 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成 3 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和 50 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能なる者 ウ 活字印刷文による出題に対応できる者 エ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	警 察 事 務	平成元年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男 性 警 察 官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 23 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 A	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 23 年 3 月までに卒業見込みの者
男 性 警 察 官 B	昭和 55 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 23 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 B	昭和 55 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 23 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成22年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上級	22.5.18	22.5.18～22.6.7 ※22.5.18～22.6.3	22.6.27	22.7.6	22.8.12
中級	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.26	22.10.7	22.11.2
初級	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.26	22.10.7	22.11.2
初級 (身体障害者対象)	22.9.30	22.10.7～22.10.28 ※22.10.7～22.10.21	22.11.28	22.12.10	23.1.24
男性警察官A (第1回)	22.5.18	22.5.18～22.6.14 ※22.5.18～22.6.10	22.7.11	22.7.22	22.9.1
男性警察官A (第2回)	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.19	22.10.7	22.11.19
女性警察官A (第1回)	22.5.18	22.5.18～22.6.14 ※22.5.18～22.6.10	22.7.11	22.7.22	22.9.1
女性警察官A (第2回)	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.19	22.10.7	22.11.19
男性警察官B	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.19	22.10.7	22.11.19
女性警察官B	22.5.18	22.8.13～22.9.3 ※22.8.13～22.9.1	22.9.19	22.10.7	22.11.19

注 ※は、インターネットで申込み場合の受付期間です。

## (2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成 22 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長	1							1
	次長	1			1				2
	室長				1				1
	課長	1		1	7				9
	課長補佐				3				3
	係長			2					2
	係員	3							3
	小計	6		3	12				21
一般職員 技術系	部長								
	次長	2							2
	室長								
	課長								
	課長補佐								
	係長								
	係員	8		2					10
	小計	10		2					12
警察官	警視			6					6
	警部			2					2
	警部補			6					6
	巡査部長			7					7
	巡査長			3					3
	巡査			1					1
	小計			25					25
計	16		30	12				58	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成 22 年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立 学校	市町村 立学校		
一般 職員	事務	部長	7			1				8
		次長	9							9
		室長	11	1		3			2	17
		課長	24		2	1	2			29
		課長補佐	35		6	3	12	15	1	72
		係長	24		5		2			31
		(小計)	110	1	13	8	16	15	3	166
	技術	部長	2							2
		次長	3							3
		室長	11							11
		課長	51	1						52
		課長補佐	72							72
		係長	63	1				1		65
(小計)		202	2	—	—	—	1	—	205	
合計		312	3	13	8	16	16	3	371	
警察 官	警視	部長			1					1
		参事官			6					6
		課長			8					8
		(小計)			15					15
	警部	次席			12					12
		総括実務指導官			1					1
	(小計)				13					13
	警部補	技能指導官								—
		主任実務指導官			18					18
		係長総括			10					10
(小計)				28					28	
巡査長	実務指導官			31					31	
巡査長				67					67	
合計		—	—	154	—	—	—	—	154	

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成22年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 公民給与の較差に基づく給与改定

① 月例給

ア 公民較差  $\Delta 0.20\%$  ( $\Delta 749$ 円)

(特例条例による減額後の職員給与と比較した場合の公民較差は、 $3.00\%$ )

イ 給与の改定  $\Delta 0.20\%$

$\Delta 753$ 円 (給料 $\Delta 685$ 円、管理職手当 $\Delta 53$ 円、はね返し分 $\Delta 15$ 円)

(行政職 (44.1歳) 現行平均給与 380,042円  $\Rightarrow$  改定後給与 379,289円)

<改定の内容>

- ・ 給料表の改定 (平均改定率 $\Delta 0.1\%$ )

人事院勧告の俸給表に準じて中高年齢層を対象に給料表の引下げ改定 (医療職給料表(1)等を除く。)

- ・ 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員 (行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表(1)適用職員等を除く。)の給料及び管理職手当の支給額を一定率減額 ( $\Delta 1.3\%$ )

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給月数 3.93月 (県職員の年間支給月数 4.15月)

イ 支給月数の引下げ 年間 4.15月分  $\Rightarrow$  3.95月分 ( $\Delta 0.2$ 月分)

③ 実施時期 関係条例の公布日の属する月の翌月の初日

4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に調整率 ( $\Delta 0.26\%$ ) を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に当該調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整 (引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員が対象)

④ その他の手当

ア 時間外勤務手当

支給割合が引き上げられる月60時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日等の勤務時間を含めることとする。(平成23年度から実施)

イ 通勤手当

自動車等使用職員の通勤手当の距離区分は現在5kmとなっているが、当該距離

区分の細分化の実施に向け検討を行うことが適当である。

ウ 特勤手当（特勤手当に準ずる手当）

人事院に準拠し、特勤公署の級地の見直しを行い、平成23年度から実施することとする。

(2) 勤務実績の給与への反映の推進

- ・ 職務・職責を重視し、勤務実績を給与へ適切に反映させることは、平成18年4月からの給与構造の見直しの大きな柱である。
- ・ 知事部局等では、職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした業績評価制度を実施し、評価結果を勤勉手当の成績率や昇給に反映させているところであるが、今後とも、職員の能力向上と意欲向上等に資するよう、評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

(3) 教員給与の見直し

今年度の国の予算においては、平成23年1月から次のとおり措置されており、県としても、他の都道府県の対応等も考慮し、適切に対処する必要がある。

- ① 義務教育等教員特別手当の縮減  
(給料に対する割合2.2%→1.5%に引下げ)
- ② 特別支援学校の担当教員等に支給されている給料の調整額の縮減  
(給料に対する割合4.5%→3.75%に引下げ)

(4) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 本委員会では、平成18年度から、県職員志望者に対する少人数説明会を実施するとともに、民間経験者やUターン希望者等にも門戸を広げるため、平成20年度から、職員採用上級試験の受験上限年齢を5歳引き上げたところである。
- ・ 今年度から、身体障害者を対象とした職員採用試験を実施することとしている。
- ・ 今後とも、有為で多様な人材の確保に努めていくこととする。

② 時代の変化に対応した職員の能力の育成

- ・ 本県では、階層別基本能力体系に対応した研修が行われており、今年度、新たに「若手職員キャリアアップ研修」等を実施することにより、民間企業の仕事の進め方等を学び、「元気とやまの創造」の原動力となる若手職員の能力の一層の向上を図ることとしている。  
今後とも、必要に応じて研修の見直しを行い、さらに充実させていくことが重要である。
- ・ 職員の自発性や自主性を活かした幅広い能力開発を図るため、自己啓発等休業



制度などが有効に活用されるよう、職員への一層の周知を行うことが望ましい。

### ③ 男女共同参画の推進

働きやすい環境づくりに努めるとともに、女性職員に対して、引き続き、様々な職務を経験する機会を確保することなどにより、意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的な登用を進めることが求められる。

## (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### ① 時間外勤務の縮減等

- ・ 時間外勤務の縮減には、①管理監督者が、適切な業務配分や進行管理を進め、時間に対する意識改革に主体的に取り組むとともに、業務の見直し・合理化を図ること、また、②職員一人ひとりも時間管理に努め、計画的・効率的な事務処理を進めていくこと、などが重要である。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、水曜日の定時退庁を、新たに「スッキリカエル。の日 ～ゆとり・ふれあいDAY～」として一層進めていくとともに、本庁における退庁を促す音楽の放送や、年次休暇の計画的・連続的取得の促進を図るなど、総勤務時間の短縮に向けた粘り強い取組みが継続的に行われている。引き続き、年次休暇の取得促進や時間外勤務の縮減等に努める必要がある。
- ・ 学校現場においては、職務の性格上、総勤務時間の短縮は他の機関に比べ容易でない面があるものの、教育活動に、より専念できるよう、引き続き、教育委員会、学校及び教職員の協力によって、業務の合理化・平準化などに一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 日常業務の工夫や改善点等をまとめた「とやま学校パワーアップの推進 2010」では、事例紹介の中で、初めて市町村教育委員会の提言を掲載するなど、充実が図られており、様々な機会を利用して学校現場において周知し、活用に努める必要がある。
- ・ 管理職員は、「とやま学校パワーアップの推進 2010」の内容を十分に理解するとともに、教職員一人ひとりの勤務状況をしっかり把握し、様々な課題を抱える教職員に対して、リーダーシップを発揮して、きめ細かく対応することも重要である。

### ② 育児等を行う職員の両立支援の推進

- ・ 本県では、育児休業など、職員の仕事と家庭生活との両立を支援する制度を拡充するとともに、今回、特定事業主行動計画が改訂され、新たに「子育て支援推進員」の設置や、「子育て職員応援サイト」の開設による情報発信等、様々な取組みを進めてきている。

今後とも、育児等を行う職員の両立支援を推進していく必要がある。

## (6) 健康管理の推進等

- ・メンタルヘルスについては、昨年度から、外部委託による県庁外でのカウンセリングサービスや「こころのセルフチェック」の実施など、各種の取組みがなされており、「こころのセルフチェック」は、今年度は、特に睡眠や飲酒習慣等に着目して行われている。
- ・心身の健康づくりのためには、何よりも予防や早期発見に取り組み、職員自らが心の健康を把握し早期に対処することや管理監督者が職員に対して適切な対応をとることが重要である。今後とも効果的な情報提供やアドバイス等に努めるとともに、長期病休者については、職場復帰前の試し出勤など、円滑な職場復帰に向けた環境づくりを推進していく必要がある。
- ・人事院では、1回の病気休暇に上限期間を設定するなど病気休暇制度の見直しを行うこととしていることから、本委員会としては、その動向に留意して行くこととする。

#### (7) 高齢期の雇用問題

人事院では、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとして、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示し、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしている。

地方公務員については、国家公務員の定年制度等を参考に制度が改正されることとなるため今後の国の検討状況等を注視していく必要がある。

#### 10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度において、措置要求事案はありません。

#### 11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度において、不服申立て事案はありません。